職首発 0713 第２号
職保発 0713 第２号
職外発 0713 第３号
職企発 0713 第１号
職就発 0713 第１号
職移発 0713 第１号
職農発 0713 第１号
職障発 0713 第３号
開若発 0713 第２号
令和２年７日 13 日

各都道府県労働局職業安定部長　殿

厚生労働省職業安定局
首席職業指導官
雇用保険課長
外国人雇用対策課長
雇用開発企画課長
就労支援室長
労働移動支援室長
農山村雇用対策室長
障害者雇用対策課長
厚生労働省参事官
（若年者・キャリア形成支援担当）

令和２年７月豪雨による災害の被災者に係る職業紹介の留意事項等について

今般の令和２年７月豪雨による災害（以下「２年７月豪雨」という。）においては、数多くの被災者の生活基盤が失われ、これらの者が今後生活の再建に向けて就職活動を開始することと考えられる。被災者の就業の促進を図るためには、その就業ニーズを的確に把握した上で、求人を確保し、それを活用して就業ニーズに応じたきめ細かな職業紹介を行っていくことが必要である。

このため、全国ネットワークを有する公共職業安定所（以下「安定所」という。）が、被災者の職業紹介業務等を円滑に実施するための留意事項等について別添のとおり示すので、遺漏のないようお願いする。

なお、就業ニーズの把握や出張相談等については、現地の状況に応じて、弾力的な運用をお願いする。これらの実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症の感染防止策にも充分な配慮をお願いする。

また、被災地及び被災地の近隣地域ではない地域においても、避難や住居移転

をした被災者が求職申込みを行う場合や、被災者を優先的に雇い入れようとする求人申込みが行われる場合もあるので、本通知の内容については十分徹底を図られたい。

（別添）

令和２年７月豪雨による災害の被災者に係る職業紹介の留意事項等

１　被災者である求職者の求職受理等の留意事項

新規に求職申込みを受けた求職者が２年７月豪雨の被災者である可能性がある場合の求職受理と職業相談については、「一般職業紹介業務取扱要領」（以下「紹介要領」という。）によるほか、特に次の点について確認をするとともに、個々のニーズを踏まえたきめ細かな職業相談を行う。また２年７月豪雨前に求職受理をしていた有効求職者についても、職業相談等の中で被災者である求職者（以下「被災求職者」という。）に該当する可能性が判明した場合、これらの確認と職業相談を改めて行う。

なお、確認された内容は、ハローワークシステム（以下「システム」という）の求職申込書の所定欄に入力するか、求職管理情報に記録をする。

また、１ヶ月以上１年未満居住地を離れて他に雇用されて就労する者であって、その就労期間の経過後には、居住地に帰る者は出稼労働者となるので、求人・求職者の取扱については、平成 25 年４月１日付け職発 0401 第 12 号「出稼労働者対策実施要領の策定について（令和元年 12 月 16 日付け職発 1216 第１号改正）」に基づいて行うこと。

（１）現在の本人の状況の確認

ア　現在の住所・居所

現在、避難所、車中、親戚・知人宅等を居所とする場合は、「住所」欄に被災前の住所を記載するとともに、その避難所や駐車場等の名称や親戚・知人等の氏名及びその所在地を付記する。

イ　離職等の状況

事業所の廃業・事業停止等による離職、農林漁業等からの離職など、求職申込みを行うに至った離職等の状況及び就業していた市区町村名を確認し、求職管理情報の補足情報に入力する。また、事業所の一時休業により求職申込みをしてきた場合、事業再開までの一時的就業先を希望するのか転職を希望するのかを確認する。

（２）求職希望条件の確認

ア　希望勤務地

就職を希望する地域について確認する。被災地やその近隣地域内では就業先の確保が難しく、本人が遠隔地への就職を希望する場合には、遠隔地への就職についても相談を行い、仮に遠隔地へ就職することとなった場合にどの地域範囲までであれば転居可能であるか、具体的な希望地域があるかなどを確認する。

イ　遠隔地就職の場合の条件

仮に遠隔地に就職する場合、出稼的な就業か、あるいは住居自体を当該

遠隔地へ移転させた上で就業するか、遠隔地への家族の帯同があるかどうかなど、その条件を確認する。

ウ　住居確保の必要性

被災により自宅や賃貸住宅等の住居を失い、就業先の確保とあわせて新たな住居の確保が必要な者については、寮・社宅付きや住込の求人を希望するかどうかを確認する。

（３）職業相談等

労働局に設置された２年７月豪雨に係る「特別相談窓口」その他被災求職者の来所が見込まれる安定所においては、被災求職者等のニーズを的確に把握し、適切に対応するとともに、必要に応じて関係する相談窓口等に誘導すること。

なお、被災求職者が外国人であって、日本語による意思疎通が困難である者については、多言語コンタクトセンター（全国全ての安定所で利用できる電話通訳サービス。13 カ国語による電話通訳可能なコールセンター）を活用する等、適切に対応すること。

ア　心理的支援

職業相談に当たっては、被災求職者の心理状態に最大限の配慮を行い、個々のニーズを踏まえ、きめ細かで丁寧な支援を行う。必要に応じて、保健師や臨床心理の専門家などによる専門相談に誘導する。

イ　遠隔地の労働市場情報・求人情報等の提供

遠隔地に就職する希望がある場合、遠隔地への就職活動について可能な限り現実的な判断が可能となるよう、本人が希望する遠隔地の労働市場情報や具体的な求人情報を本人に提供する。

また、当該遠隔地の生活関連情報についても、当該遠隔地の安定所や労働局に照会することにより可能な範囲で提供を行う。

ウ　住居の確保に関する相談

災害により住居を喪失したため、就職先の確保と併せて住居の確保が必要な被災求職者については、地域の状況に応じて、地方自治体が準備している被災者を対象とした住宅の確保の状況に関する情報を提供するとともに、担当機関に誘導する。

エ　生計等に関する相談

生活困窮者の的確な誘導等については、令和２年５月１日付け職発 0551 第２号「住居・生活等に関する相談等支援の実施について」及び平成 28 年 2 月 29 日付け職発 0229 第 5 号「公共職業安定所から福祉事務所等への生活困窮者の的確な誘導等について」等により指示しているところである。生活困窮者が必要な施策を受けられるよう、リーフレット等により利用可能な制度を周知するほか、必要に応じ、本人からの了解を得た上で、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関等（以下「自立相

談支援機関等」という。）に取り次ぎを行う。

２　被災求職者に係る求職関係コードの入力

（１）求職関係コードの設定

ア　下記（２）の要件に合致する被災求職者については、システムに次のコード番号を入力する。

識別欄１～４のいずれか　Ｚ２８	令和２年７月豪雨被災者（Ｚ２９以外の者）
識別欄１～４のいずれか　Ｚ２９	令和２年７月豪雨被災者（住居を失った者）
識別欄１～４のいずれか　Ｚ４８	令和２年７月豪雨被災者（Ｚ４９以外の者） ※新規学卒者等
識別欄１～４のいずれか　Ｚ４９	令和２年７月豪雨被災者（住居を失った者） ※新規学卒者等

イ　このほか広域就職適格者については、次のコード番号を入力する。

特定求職者区分２４	広域就職適格者（雇用保険広域延長給付該当者）

ウ　入力は、これらのコード番号の設定した時点以降に新規に受理をした新規求職者のみならず、コード番号設定時点前に求職受理をしていた有効求職者についても、職業相談等の中で求職者の状況が確認できた段階で行う。

（２）求職関係コードの対象範囲

（１）のコードをシステムの求職データに入力すべき被災求職者の範囲は、次のいずれかに該当する者とする。そのうち、住居を喪失した者については「Ｚ２９」を、住居を喪失していない者については「Ｚ２８」を入力する。また、上記に該当する者で新規学卒者等については「Ｚ４９」、「Ｚ４８」をそれぞれ入力すること。

ア　被災地域の事業所の離職者

内閣府報道発表（別紙１）により災害救助法の適用が決定された市町村（以下「被災地域」という。なお、今後当該災害にかかる災害救助法の適用地域が拡大された場合は、拡大された地域についても含む。）において就業していた者であって、２年７月豪雨により離職を余儀なくされた者

イ　被災地域内で就職することが著しく困難な被災地域居住者

被災地域内に居住する者（２年７月豪雨により被災地域外に住所又は居所を変更している者を含み、２年７月豪雨の発生の後に被災地域に居住することとなった者を除く。）のうち、安定所長が２年７月豪雨により当該被災地域内において就職することが著しく困難であると認めた者

ウ　新規学卒者等

学校（幼稚園、小学校を除く。）、専修学校又は職業能力開発施設の卒業予定者及び修了予定者並びに未就職卒業者（これらを卒業又は修了した者であって、当該卒業又は修了した日の翌日以降、就職を希望しながら、一度も就職決定に至らない者をいう。）のうち、安定所長が２年７月豪雨により就職することが困難であると認めた者

（３）求職関係コードの入力上の留意事項

ア　本コード番号の入力は、被災求職者に対して、今後講じられる被災者向けの各種支援施策を的確に実施できるよう、安定所が被災求職者を円滑に把握することを目的としており、それぞれの各種支援施策に該当するかどうかは改めて正式に判断することとなるので、上記(２)の要件については過度に厳格に判断・運用する必要はない。要件を狭く解釈したことにより結果として各種支援施策の対象者としての把握から漏れることは避けなければならないため、広めの解釈により判断する。

具体的には、上記(２)の要件に該当しない者であっても、「実質的に２年７月豪雨の被災者として就職が困難な状態になっている者」については、被災求職者に準じて、当該コード番号を入力する。

イ　（２）の要件中の２年７月豪雨には、２年７月豪雨発生後の物流停止・被災地の取引先の倒産等によって発生した業績悪化等の２次的な被害を含まない。

ウ　(２)アの「２年７月豪雨により離職を余儀なくされた者」については、２年７月豪雨を直接的な原因として雇用保険業務取扱要領 50305 に規定する「特定受給資格者」に相当する理由によって離職した者をいう。

エ　（２）イの「安定所長が２年７月豪雨によって当該被災地域内において就職することが著しく困難であると認める者」の基準については、被災地域内のうち市街地が壊滅状態にある地域など事業所が消失したり事業を停止している地域に居住していた者や、被災地域のうち被災前に比べて就職が困難となった地域に居住していた者をいう。

オ　「Ｚ２９」及び「Ｚ４９」は上記(２)の要件に該当する者のうち２年７月豪雨により自宅や賃貸住宅等の住居を失い、就業先の確保とあわせて新たな住居の確保が必要な者が該当し、「Ｚ２８」及び「Ｚ４８」は２年７月豪雨により住居を失っていない者（一時的に避難生活を送っているが、いずれ元の住居に戻れる可能性があるなどにより新たな住居の確保は不要の者を含む。）が該当する。

３　避難先の実態把握と出張相談等

（１）避難者に係る実態把握

ア　避難者に係る実態把握に当たっては、公表されている情報のほか安定所から管内市区町村の災害対策本部等に照会を行うことなどにより把握

すること。

イ　この照会によって把握すべき項目は次のとおりである。

①　受入施設及び施設周辺の現状

いわゆる「避難所」等の、避難者を一時受け入れている地方自治体や民間等が設置する施設（以下「受入施設」という。）の所在と受入れの実態を把握する。また、受入施設周辺で車中泊をしている避難者の状況も把握するよう努める。

②　地方自治体の要望

地方自治体が、避難所の避難者の就業に関して労働局・安定所に対してどんな要望をもっているか（例えば、出張職業相談の開催、求人情報その他各種情報の提供など）について把握する。

③　避難者の就業ニーズ

地方自治体が避難所の避難者に接する中で、避難者の就業ニーズ（就業開始希望時期、就業希望地域、住宅付き求人の希望など）などを把握していたならばそれを聴取する。

ウ　避難者からの就業ニーズの把握

避難者からの就業ニーズの把握については、避難所・避難者等の状況を十分踏まえた上で適切な時期に行うこと。

避難者の就業ニーズの把握方法については、可能であれば、避難者に直接尋ねたり、アンケートを行うほか、避難所等の状況に応じて受入施設の管理者等に配布を依頼して、後日回収に伺うなど現場の状況を踏まえ、弾力的に実施する。この把握は統計的調査を目的とするものではなく、開拓すべき求人の内容や行うべき職業相談の内容を見定めるために行うものであり、それに足りる程度の件数があれば十分である。また、把握に当たっては、受入施設の管理者とも十分相談し、避難者の置かれている心理状態に十分配慮しつつ、誤解、苦情、トラブル等にならないようにすることが重要であり、無理のないできる範囲で行うものとして差し支えない。

なお、把握に当たっては、必要に応じて、別紙２のチェックリストを参考とすること。

エ　以上ア～ウによって把握された内容については、別紙３を活用して整理しておくこととする。

記録は受入施設別とし、新しい受入施設に係るデータを把握した場合は新しい入力行を追加し、登録済みの受入施設に係る追加データを把握した場合は、当該行内にデータを適宜追加又は書き換えるとともに、必要に応じて本省より報告を求めた際に、速やかに最新版を報告いただくようお願いする。

（２）出張相談

ア　出張相談の実施

（１）により把握した受入施設の規模、避難者の就業ニーズを十分に踏まえ、一定の相談ニーズがあると判断される場合には、受入施設を管理している地方自治体と調整の上、出張相談を実施する。

なお、出張相談の実施に当たっては、別紙４の例を参考に周知を図ること。

イ　出張相談における職業紹介業務の取扱い

出張相談等における職業紹介業務の取扱いについては、被災者の就業ニーズに応じた職業相談・職業紹介、求人情報の提供を行う。当該業務の中で、生活保護受給者等就労自立促進事業の対象と考えられる者を把握した場合には、安定所の生活保護受給者等就労自立促進事業担当窓口を案内する。当該者が安定所へ来所することが難しい場合等、必要に応じ、生活保護受給者等就労自立促進事業担当者の出張相談を行う。

ウ　出張相談における雇用保険業務の取扱い

出張相談においては、安定所又は労働局の雇用保険担当より、災害による雇用保険の特別措置などの周知を行うとともに、ニーズに応じて雇用保険の相談を実施すること。また、２年７月豪雨の影響により多数の者が特定の避難所に避難しているなどの避難状況、避難所から最寄りの安定所までの距離など、被災者の状況等を勘案し、可能な限り、受入施設内やその近隣の施設等での出張相談を活用して、離職票等の手続や、受給資格決定や失業の認定など給付関係手続を行うこと。

エ　出張相談に当たっての留意事項

①　地方自治体、労働基準監督署等との連携

被災前に就業していた避難者については、就業していた事業所の事業活動の休止等による賃金の未払いや労災保険給付等労働基準関係の相談を希望する者も多いと考えられるほか、就業に関する相談を希望する者についても、住宅、子弟の教育、家族の介護等に関する相談を必要とする者も多いと考えられることから、出張相談の実施に当たっては、受入施設を管理する地方自治体の部署はもとより、労働基準監督署や当該地方自治体の福祉、教育関係部署等とも連携を図り、できる限り関係機関が参集し、各種の相談に一度に対応できる体制をとることが望ましい。

関係機関の参集がない場合であっても、安定所が取り扱う事項以外の相談があった場合には、関係機関の担当窓口を案内するなど関係機関に適切につなぐこと。

また、連携に当たっては、例えば、母子家庭の母等については、養育費や面会交流等のひとり親特有の生活面の支援も必要となることから、生活保護受給者等就労支援事業の就職支援ナビゲーター（就職支援・通常分及び定着支援分）やマザーズハローワークに配置する就職支援ナビゲーター（ひとり親支援分）が、日頃から連携するひとり親施策担当

部局や関連支援団体等と一体となって出張相談を行うなど、被災求職者の特性に応じて、それぞれの担当職員等の専門性を活用することが、効率的かつ効果的である。

さらに、障害者の場合は特に配慮が必要となることから、障害者に係る情報を得た場合には、専門援助部門と情報を共有し、必要と判断される場合には、地域障害者職業センターをはじめとする支援機関における訪問相談等の実施を依頼すること。

② 対象となる避難者に対する適切な周知

出張相談等を実施することが決定した場合には、受入施設において、対象となる避難者に対して、ポスター、チラシ（別紙４の例参考）を掲示する、館内放送でアナウンスするなどにより、適切に周知するほか、生活困窮者が各種施策の利用のため、自立相談支援機関等や地方公共団体の福祉施策担当部局への相談に訪れることが考えられるため、これらの窓口にもチラシを配布することにより周知を行う。また、必要に応じて、マスコミに発表し、当該受入施設のみならず、近隣地域の受入施設の避難者に対しても幅広く周知する。

③ 避難者の就業ニーズの把握

３（１）ウによる就業ニーズの把握が困難であった場合においては、相談を通じて、避難者の就業ニーズを把握し、これも参考にしつつ、その後の当該地域の避難者のニーズに応じたサービスの充実に結び付ける。

④ 携帯端末を活用した求人情報の提供

出張相談により外部に求人情報データを携帯するときには、ハローワーク出張相談求人情報提供システムを活用できる場合には、これを積極的に活用する。その場合、携帯端末用の電源バッテリーについては、十分な容量のものを準備するよう留意する。

⑤ 出張相談以外の情報提供等の実施

出張相談を行うことが困難な受入施設の避難者に対しては、受入施設を管理する自治体に対して、求人一覧表や安定所における各種施策のパンフレットを配布や壁面掲出等するほか、安定所の利用が可能な地域においては、安定所のガイドブックの配布やポスターの掲示により、安定所への誘導を図る。

（３）合同就職面接会（ミニ面接会、出張面接等含む）の開催

避難者を積極的に雇い入れる求人や住居付き求人等避難者のニーズに応じた求人が確保された場合には、合同就職面接会を状況に応じて開催する。開催に当たり、求人の確保が必要となる場合には、必要な範囲において、このための事業所訪問を実施して差し支えない（令和２年６月 25 日職首発 0625 第１号「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための職業紹介業務の弾力的な取扱いについて（その２）」の記１参照）。その際、新規学卒

者等や、障害者、母子家庭の母等の就職が特に困難な者を積極的に採用する求人も確保するとともに、必要に応じて、関係機関等の相談窓口を設置するなど効果的な運営を図る。

会場の確保が困難な状況が予想されることから、安定所会議室におけるミニ面接会や、避難所等に出向いての面接会（出張相談との併催等）等、適宜の工夫により運営する。

なお、開催に当たっては、令和２年６月 19 日に地方課からメールで示された感染防止策の徹底等を行うこと。

（４）実施状況に係る報告

３（２）の出張相談における相談、３（３）の合同就職面接会の実施状況については、７月 31 日までの状況を別紙５及び別紙６にそれぞれ取りまとめ、８月７日（金）までに、電子メールで職業紹介係（[redacted]）あて報告する（報告すべき内容がない場合には報告は不要とする。）。その際、メールのタイトルは「出張相談実施状況報告」とする。

４　被災地の事業所支援

求人者支援員等が事業所に接触する機会等を捉え、現場の状況に応じて被災地の事業所の実態把握に努めるとともに、事業所のニーズに対応した支援を実施する。

５　被災求職者の雇入れ等に係る求人の留意事項

求人者が、被災求職者の雇入れについて、優先的な取扱いあるいは一定の配慮を行う意向を示す場合の求人受理においては、紹介要領によるほか、特に次の点について確認を行う。またこれに該当する求人については、所定の求人関係コード番号を入力する。

なお、被災求職者に限定した求人申込みについても、就職が困難であると認められる特定の対象者に限定して雇用機会を提供することは合理性があると考えられることから、これを受け付けることは差し支えない。ただし、被災地域によって就職困難度に差異はないと考えられるため、一部地域の被災者のみを対象とすることはできない。

（１）求人条件の確認

ア　面接・赴任旅費の負担

被災求職者が採用面接に臨む場合の面接旅費や、採用された場合の赴任旅費について、求人者によって全部又は一部の負担があるかどうかを確認し、求人申込書の「求人に関する特記事項」欄に記載する。

イ　住居

労働者用の空室の社宅・寮などがあるか住込可であるかどうか、ある場合はそれが単身用か世帯用か、その家賃・使用料はいくらか等について確認する。確認した状況は、求人申込書の「入居可能住宅」欄に記録すると

ともに、住込可の求人は識別欄に「Ｚ４９」を入力する。

また空室の社宅・寮などがない場合は、求人者側でアパート確保等の支援を行う意向があるかどうかを確認する。

（２）求人関係コードの入力等

ア　求人者が、被災求職者の雇入れについて、優先的な取扱いあるいは一定の配慮を行うこととしている求人については、システムの求人データに下記の表に示すところによって「Ｚ１８」のコードを入力する。

また、求人申込書の「求人に関する特記事項」欄に「令和２年７月豪雨被災者対象求人」と記載すること（ハローワークインターネットサービスにおいて、フリーワード検索により該当求人をすべて抽出できるようにするため、必ずこのとおりの字句で記載すること。）。

イ　被災地の復興に係る建設・土木関係等の求人については、下記の表に示すところによって「Ｚ１９」のコードを入力する。

ウ　なお、ア、イのいずれについても、２年７月豪雨の後に新規に受理をした新規求人のみならず、２年７月豪雨前に求人受理をしていた有効求人についても、求人者の意向が確認できた段階で入力を行う。入力は、これらのコード番号の設定した時点以降に新規に受理をした新規求人のみならず、コード番号設定時点前に求人受理をしていた有効求人についても、求人者への確認や求人票の記載内容等から、被災求職者の雇入れに前向きであることが確認された段階で行う。

識別欄１～４のいずれか　Ｚ１８	令和２年７月豪雨被災者対象求人
識別欄１～４のいずれか　Ｚ１９	令和２年７月豪雨復興関係求人

エ　なお、新規学卒者等を対象とした求人についても上記ア～ウのとおり入力する。

６　被災求職者の雇入れに積極的な求人の確保

（１）確保する求人の内容

被災地の安定所を中心に、次の条件に合致する求人を積極的に確保する。

ア　住宅が附帯する求人（社宅・寮付き求人、住込可能求人）

イ　求人者が被災求職者の住宅確保のために、不動産業者の紹介、入居保証人の確保、入居初期費用の貸与等の一定の支援を行う意向のある求人

ウ　その他求人者が被災求職者の雇入れに一定の配慮を行う意向のある求人

（２）求人確保の方法

ア　被災地の安定所を中心に、上記（１）の条件に合致する求人を、次の方法

によって確保する。

① 求人者に対し、被災求職者を積極的に雇い入れることについて、依頼文の庁内掲示、ビラの配布、ホームページ等各種広報媒体への掲載、事業主に対する求人説明会や各種集団指導の場面における周知、関係団体等の広報媒体への掲載依頼等、あらゆる手法により周知依頼を行う（別紙７参考）。

② 求人受理窓口において、上記（１）の条件に合致する求人の申込みがあった場合、被災求職者を積極的に雇い入れるよう求人者に働きかける。

③ 既に申し込まれている求人の中で、上記（１）の条件に合致する求人については、改めて求人者に連絡をとり、被災求職者を積極的に雇い入れるよう求人者に働きかける。

イ なお、アの取組みによって確保された、被災求職者の雇入れに前向きな求人については、識別欄１～４のいずれかに「Ｚ１８」を確実に入力するとともに、２年７月豪雨前に申し込まれた求人であって、被災求職者の雇入れに前向きな求人であることが確認されたものについては、識別欄１～４におけるコード番号の入力状況を再確認し、入力されていない場合は、追ってこれらのコード番号を入力する。

ウ なお、「令和２年７月豪雨被災者の応募も可」とすることは、そもそも２年７月豪雨の被災者であることをもって応募不可とすることがあってはならず、そのような応募条件を解除したものであるかの誤解を生じかねないものであるため、避けること。また、６（１）アからウのいずれにも該当せず、特に被災者に対して何らかの配慮を行う意向のないものについては、２年７月豪雨被災者対象求人には該当しないので留意すること。

７ 被災学生等に係る支援の留意事項

被災学生等への支援については、令和２年７月 13 日付け職発 0713 第２号、開発 0713 第４号「令和２年７月豪雨により被災した就職活動中の学生等に対する緊急支援について」等により指示しているところであるが、安定所においても、「被災学生等特別就職相談窓口」の支援対象者から相談等があった際には、当該通知に準じた取扱いを実施すること。

８ 被災求職者に係る広域職業紹介の留意事項

被災求職者に対する広域職業紹介については、紹介要領の第４部第２「広域職業紹介」に示すところにより実施する。具体的には次のような手法により実施する。

ア 他所求人の検索（紹介要領第４部第２の２（１）参照）

例えば、被災地域の安定所において、被災地域以外の地域の求人を検索し職業紹介を行うなど。

イ　他所への紹介依頼（紹介要領第４部第２の２(２)参照）

例えば、被災地域の安定所において、被災地域以外の安定所に対して被災求職者の紹介を依頼するなど。

ウ　他所への充足依頼（紹介要領第４部第２の２(３)参照）

例えば、被災求職者の雇入れについて優先的な取扱いあるいは一定の配慮を行う意向のある求人について、被災地域以外の安定所が被災地域の安定所に対して充足依頼を行うなど。

エ　他所求職の検索（紹介要領第４部第２の２(４)参照）

例えば、被災求職者の雇入れについて優先的な取扱いあるいは一定の配慮を行う意向のある求人について、被災地域以外の安定所が、それに適合する被災求職者を検索し、その結果に基づいて当該求職者の登録している安定所にリクエスト紹介を依頼する。あるいは当該被災地域以外の安定所自体において当該求職者に対するリクエスト紹介を行うなど。

なお、被災求職者が、安定所の職業紹介により遠隔地にある求人事業所を訪問して求人事業主との面接や事業所の見学を行う場合、一定の条件の下で広域求職活動費の支給対象となり、また安定所が紹介した職業に就くため、又は安定所長の指示した公共職業訓練や職場適応訓練等を受けるために住所・居所を変更する場合、一定の条件の下で移転費の支給対象となることに留意すること。

広域求職活動費と移転費は、それぞれ雇用保険制度に基づくものと職業転換給付金制度に基づくものがあるが、両方の支給要件に合致する場合は、雇用保険制度に基づくものが優先される。

【参考】

(雇用保険の広域求職活動費)

支給要件については、雇用保険業務取扱要領 57701－57900 を参照すること。

(雇用保険の移転費)

支給要件については、雇用保険業務取扱要領 57501－57700 を参照すること。

(職業転換給付金の広域求職活動費)

支給要件等については、求職活動支援費支給要領（昭和 56 年６月８日付け職発第 320 号・訓発第 124 号別冊２の３）を参照すること。

(職業転換給付金の移転費)

支給要件等については、移転費支給要領（昭和 56 年６月８日付け職発第 320 号・訓発第 124 号別冊２の４）を参照すること。

7月8日18時00分公表

令和２年７月８日
内閣府（防災担当）

令和２年７月３日からの大雨による災害にかかる災害救助法の適用について【第８報】

１．災害の概要

令和２年７月３日からの大雨による災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、全国で6県51市町村にそれぞれ災害救助法の適用を決定した。

	自治体名	市	町	村	計
1	長野県	4	4	6	１４
2	岐阜県	6	0	0	6
3	福岡県	4	0	0	4
4	熊本県	5	6	5	１６
5	大分県	2	2	0	4
6	鹿児島県	6	1	0	7
6県合計		２７	１３	１１	５１

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備　　考
【長野県】 松本市 （まつもとし） 飯田市 （いいだし） 伊那市 （いなし） 安曇野市 （あづみのし） 上伊那郡宮田村 （かみいなぐんみやだむら） 下伊那郡阿南町 （しもいなぐんあなんちょう） 下伊那郡阿智村 （しもいなぐんあちむら） 下伊那郡下條村 （しもいなぐんしもじょうむら） 下伊那郡売木村 （しもいなぐんうるぎむら） 木曽郡上松町 （きそぐんあげまつまち） 木曽郡南木曽町 （きそぐんなぎそまち） 木曽郡王滝村 （きそぐんおうたきむら） 木曽郡大桑村 （きそぐんおおくわむら） 木曽郡木曽町 （きそぐんきそまち） 【岐阜県】 高山市 （たかやまし） 中津川市 （なかつがわし） 恵那市 （えなし） 飛騨市 （ひだし） 郡上市 （ぐじょうし） 下呂市 （げろし）	７月８日	令和２年７月３日からの大雨による災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法施行令第１条第１項第４号適用

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備　　考
【福岡県】 大牟田市 （おおむたし） 八女市 （やめし） みやま市 （みやまし） 久留米市 （くるめし）	７月６日	令和２年７月３日からの大雨による災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法施行令第１条第１項第４号適用
【熊本県】 八代市 （やつしろし） 人吉市 （ひとよしし） 水俣市 （みなまたし） 上天草市 （かみあまくさし） 天草市 （あまくさし） 葦北郡芦北町 （あしきたぐんあしきたまち） 葦北郡津奈木町 （あしきたぐんつなぎまち） 球磨郡錦町 （くまぐんにしきまち） 球磨郡多良木町 （くまぐんたらぎまち） 球磨郡湯前町 （くまぐんゆのまえまち） 球磨郡水上村 （くまぐんみずかみむら） 球磨郡相良村 （くまぐんさがらむら） 球磨郡五木村 （くまぐんいつきむら） 球磨郡山江村 （くまぐんやまえむら） 球磨郡球磨村 （くまぐんくまむら） 球磨郡あさぎり町 （くまぐんあさぎりちょう）	７月４日	令和２年７月３日からの大雨による災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法施行令第１条第１項第４号適用

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備　　考
【大分県】 日田市 （ひたし） 由布市 （ゆふし） 玖珠郡九重町 （くすぐんここのえまち） 玖珠郡玖珠町 （くすぐんくすまち）	７月６日	令和２年７月３日からの大雨による災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法施行令第１条第１項第４号適用
【鹿児島県】 阿久根市 （あくねし） 出水市 （いずみし） 伊佐市 （いさし） 出水郡長島町 （いずみぐんながしまちょう） 鹿屋市 （かのやし） 曽於市 （そおし） 志布志市 （しぶしし）	７月４日	令和２年７月３日からの大雨による災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法施行令第１条第１項第４号適用

２．これまでにとられた措置

・避難所の設置等

本件問合せ先
内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（被災者生活再建担当）付
阿部、横田、森戸、柚上、山地
TEL　03-5253-2111（内線51276）
03-3503-9394（直通）

災害救助法（S22年法118）の概要

※平成25年度厚生労働省から内閣府に移管。

「災害対策基本法」を中心に、災害類型に応じて各々の個別法によって対応する仕組みの中で、**「災害救助法」は、発災後の応急期における応急救助に対応するための法律**である。

１．制度概要

（１）災害救助法に基づく救助は、都道府県知事等の行う**「法定受託事務」**である。
（２）都道府県知事等が適用基準に該当する市町村において**現に救助を必要とする者**に行う。
　①　災害により一定数以上の**住家の滅失（全壊）が生じた**場合（令第１条第１項第１号～第３号）
　②　多数の者に**生命又は身体への危害が生じ継続的な救助が必要な場合等**（令第１条第１項第４号）

		市町村（基礎自治体）	都道府県
救助法を適用しない場合		**救助の実施主体**（基本法５条）	救助の後方支援、総合調整（基本法４条）
救助法を適用した場合	救助の実施	都道府県の補助（法１３条２項）	**救助の実施主体**（法２条） （救助実施の区域を除く（法２条の２）） ↘
	事務委任	**事務委任を受けた救助の実施主体** （法１３条１項） ↘	↘ 救助事務の一部を市町村に委任可 （法１３条１項）
	費用負担	費用負担なし（法２１条）	掛かった費用の最大100分の50 （残りは国が負担）（法21条）

２．救助の種類、程度、方法及び期間

（１）避難所の設置（S22～）	（５）被服、寝具その他生活必需品の給与・貸与（S22～）	（９）学用品の給与（S22～）
（２）応急仮設住宅の供与（S28～）	（６）医療及び助産（S22～）	（10）埋葬（S22～）
（３）炊き出しその他による食品の給与（S22～）	（７）被災者の救出（S28～）	（11）死体の捜索・処理（S34～）
（４）飲料水の供給（S28～）	（８）住宅の応急修理（S28～）	（12）障害物の除去（S34～）

○　一般基準：救助の程度、方法及び期間は、応急救助に必要な範囲内において、**内閣総理大臣が定める基準（※）に従い、あらかじめ、都道府県知事等が、これを定める。**（※平成25年内閣府告示第228号）
○　特別基準：**一般基準では救助の適切な実施が困難な場合には、**都道府県知事等は、**内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、特別基準（※）を定めることができる。**（※令第３条第２項）

３．救助の基本５原則

○平等の原則	現に救助を要する被災者に対しては、事情の如何を問わず、また経済的な要件を問わずに、等しく救助の手を差しのべなければならない。
○必要即応の原則	応急救助は被災者への見舞制度ではない。画一的、機械的な救助を行うのではなく、個々の被災者ごとに、どのような救助がどの程度必要なのかを判断して救助を行う。
○現物給付の原則	災害時は物資が不足し、調達も困難となり、金銭がほとんど用をなさないため、救助は現物をもって行う。
○現在地救助の原則	・発災後の緊急時に円滑かつ迅速に救助を行う必要がある。このため、被災者の現在地において救助を行う。 ・旅行者、訪問客、土地の通過者等を含め、その現在地を所管する都道府県知事が救助を行う。
○職権救助の原則	応急救助の性質からして、被災者の申請を待つことなく、都道府県知事がその職権によって救助を行う。

４．国庫負担

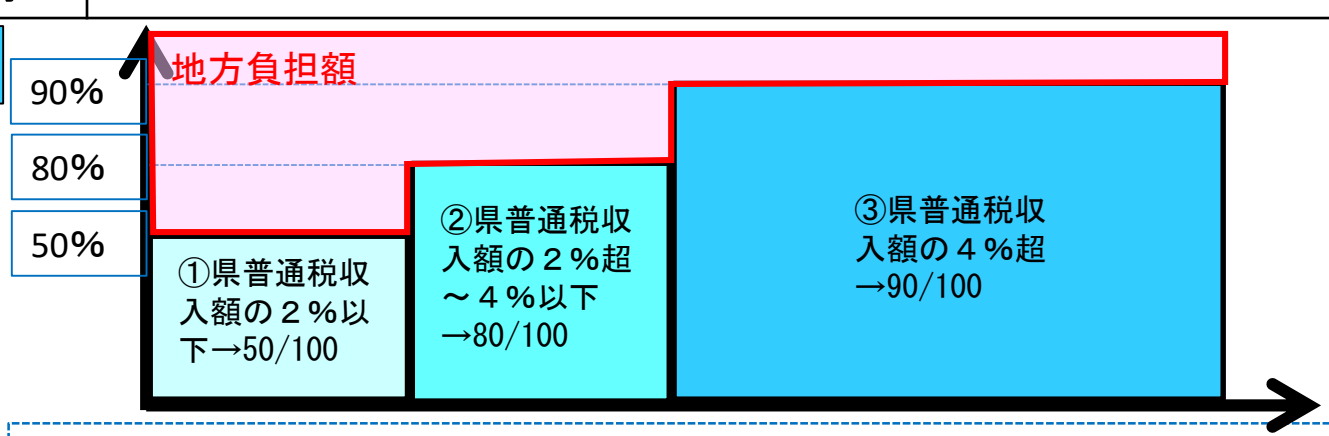

例：普通税収入約1000億円の自治体において、救助費用100億円が生じた場合
　国庫負担額　＝　①（20億円の50%）＋　②（20億円の80%）＋　③（残り60億円の90%）　＝　計80億円

（別紙２）

避難所名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

No＿＿＿＿＿＿

被災者の方の就職ニーズに関するアンケート（チェックリスト）

１．性別と年齢を教えてください。

性別（　　）

□29 歳以下、□30 歳代、□40 歳代、□50 歳代、□60 歳代、□70 歳以上

２．被災時にどんな仕事をされており、被災によってどうなりましたか。

□　会社などで雇われていた　→　□会社がなくなった・事業停止した
□解雇された　□自らやめた
□おちついたら同じ会社で仕事を再開する
□わからない

□　自営業・農林漁業をしていた　→　□事業を続けられなくなった
□おちついたら事業を再開する
□わからない

□　仕事はしていなかった

３．今後いつごろ仕事をしたいと思いますか。

□　すぐにでも仕事をしたい
□　＿＿ヶ月程度様子を見てから仕事をしたい
□　仕事をしたいと思わない

４．現在の「避難先」で一時的なアルバイト等をする希望がありますか。

□　希望あり　→　（希望期間　　）
□　希望なし

５．仕事をするとしたら、どの地域をお考えでしょうか。（複数回答可）

□　元の居住地の市町村での就職を希望　□　元の居住地の同一県内での就職を希望
□　近隣県での就職を希望　□　首都圏での就職を希望
□　九州圏での就職を希望　□　関西圏での就職を希望
□　その他の地域（　　）での就職を希望

６．仕事先での住居の確保についてどんなご希望がありますか。（複数回答可）

□　家族で入れる寮・社宅・住込付きの仕事を希望
□　単身で入れる寮・社宅・住込付きの仕事を希望
□　寮・社宅・住込以外のアパート等を自分で探す
□　親戚・知人宅での同居を予定
□　その他（　　）

７．どんな職種の仕事を希望しますか（複数回答可）

□　販売関係　□　飲食店・接客関係　□　その他のサービス業関係
□　製造関係　□　建設・土木関係　□　清掃・軽作業関係
□　倉庫・物流関係　□　運転関係　□　医療・介護関係
□　その他（　　）

※その他、就職や労働問題などに関して心配や不安な点、ご希望などがあれば、裏面に自由にご記入ください。

（別紙3）

被災者の受入施設の状況及び就業ニーズ

＿＿＿＿＿＿労働局　令和　年　月　日現在

※把握日は数次にわたって把握した場合は最新の日付を記入。

通し番号	把握日※	受入施設の管理者（地方自治体等）	受入施設の名称	受入施設の設置（予定）期間	避難者の人数	避難元の市町村名	避難者の就業に関するニーズ（できる限り詳しく）	特記事項
記載例		○○市	○○市総合福祉センター	・7月15日～8月末	約50人	△△町	・ほとんどの避難民は当面△△町への帰還は希望していない ・当面の生活のため避難先で短期での就業を希望する者が数名いる ・多くは○○市での求人状況や住宅確保の可能性をみて検討したい意向	・未払い賃金に関する相談希望があり、その場で○○監督署職員に取り次いだ（H30.7.11）
1								
2								
3								
4								
5								
6								

（別紙3）

7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								

この機会をぜひご利用ください！！

ハローワーク○○が
○○避難所に出張相談に伺います

ハローワーク○○が、○○避難所に出張相談にお伺いします。この機会を利用して、就職等についてお気軽にご相談ください。

○出張相談日時（例）

○月○日、○日、○日、○月○日、○日
（○月○日～○月○日までの間の○曜日）
○時～○時

窓口案内図（例）

○○労働局・ハローワーク○○

（別紙5）

出張相談の実施状況 （令和2年　月　日～　月　日分）

＿＿＿＿＿＿＿＿労働局

実施日、時間帯	実施場所（施設名・市町村名）	避難所仮設住宅その他	参加関係機関	相談件数（複数の項目にまたがる相談は、それぞれの項目に計上すること）											雇用保険業務処理件数			特記事項（相談者等の避難元の市町村、就業希望、ハローワークに対する要望、職業訓練のニーズ等）
				労働者からの相談							事業主からの相談							
				職業紹介関係	雇用保険関係	職業訓練関係	労働基準・労災関係	年金相談（年金事務所）	生活相談（社協）	その他	雇調金・休業・出向関係	雇用保険関係	企業整備・解雇関係	その他	受給資格決定件数	失業認定件数	その他	
計	実施回数		回	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

（別紙6）

合同就職面接会の実施状況（令和2年　月　日～　月　日分）

＿＿＿＿＿＿＿＿労働局

合同就職面接会の名称	実施日、時間帯	実施場所（施設名）	参加関係機関（あれば）	参加企業数	参加求職者数	面接件数	特記事項（求職者等の避難元の市町村等）

別紙7

事業主の皆さまへ

ハローワークでは、事業主の皆さまに、**令和2年7月豪雨の被災者の方々の積極的な雇入れをお願いしています。**

令和2年7月豪雨により、仕事を失い、生活再建のために新たな就職先を探している方がいます。

住居も失くして、社宅・寮付きの仕事や住込み可能な仕事を希望される方もいます。

ハローワークでは、全国の事業主の皆さまに、こうした方々の積極的な雇入れをお願いしています。

- 被災者を優先的に雇いたい
- 被災者向けの社宅・寮などの住居付きの求人を申し込みたい

などの「令和2年7月豪雨被災者対象求人」のお申し込みを受け付けています。

○○労働局・ハローワーク○○

（住所）

（電話番号）

令和２年７月豪雨による被災者に係る職業紹介の留意事項等について
フローチャート

■避難者に係る現状把握【３（１）】
○安定所から市区町村の災害対策本部等への照会
・受入施設及び施設周辺の現状
・地方自治体の要望
・避難者の就業ニーズ
○避難者からの就業ニーズの把握

↓

（一定の相談ニーズがあると判断される場合）

↓

■出張相談【３（２）】
○受入施設を管理する地方自治体と調整の上で実施
・職業紹介業務（求職者のニーズに応じた職業相談・職業紹介など）
・雇用保険業務（受給資格決定や失業の認定など）　など

■被災求職者の雇い入れに積極的な求人の確保【６】
○次の条件に合致する求人を積極的に確保
・住宅が附帯する求人（社宅・寮付き求人、住込可能求人）
・求人者が被災求職者の住宅確保のために、不動産業者の紹介、入居保証人の確保、入居初期費用の貸与等の一定の支援を行う意向のある求人
・その他求人者が被災求職者の雇入れに一定の配慮を行う意向のある求人

↓

（上記の求人などが確保された場合）

↓

■合同就職面接会（ミニ面接会、出張面接等含む）の開催【３（３）】

■事業所訪問等による事業所支援【４】
○現場の状況に応じた被災地の事業所の実態把握
○事業所のニーズに対応した支援